

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	インサイダー取引に関連する規制の見直し	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	金融商品取引法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし				※
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				※
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし				※
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし				
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし				
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし				
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし				

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の目的、内容及び必要性に係る補足説明》

○ 当省の照会

「公開買付け等に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大」に係る規制の必要性について説明されていないため、当該規制を導入する理由について適切に説明する必要がある。

○ 金融庁の説明

我が国における公開買付けの大半は、あらかじめ公開買付者と被買付企業が合意の上で行う友好的なものであり、また、敵対的な公開買付けの場合でも、その賛否を確認するために、公表前に公開買付者から被買付企業に対して公開買付けに関する事実を告知するが多い。

そのような中、仮に被買付企業及びその役職員が公開買付者等から未公表の公開買付け等事実を伝達され、それに基づいた取引を行った場合、現行法の下でも、被買付企業及びその役職員が「公開買付者等と契約を締結している者又は締結の交渉を行っている者」（金商法第167条第1項第4号）に該当すれば、被買付企業及びその役職員は「公開買付者等関係者」となり、インサイダー取引規制の対象となると考えられる。

しかし、①一般的に、被買付企業を「公開買付者等と契約を締結している者又は締結の交渉を行っている者」と認定できるとは限らない、②被買付企業及びその役職員が「守秘義務契約等の締結・交渉・履行に関し公開買付け等事実を知った」と認定できるとは限らない、等の問題が存在する。

そこで、被買付企業及びその役職員を「公開買付者等関係者」の1類型として明確に位置付け、インサイダー取引の実効的な抑止を図る必要があるものと考えられ、今般の法改正を行ったものである。

《遵守費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

「公開買付け等に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大」に係る遵守費用について、「特段の費用は発生しない」と記載されているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、規制対象として明確に位置付けられたことについて、該当し得る者に周知徹底するための費用が発生することが想定される。

○ 金融庁の説明

被買付企業及びその役職員が「公開買付者等関係者」に追加されることに伴い、企業において適正なコンプライアンス態勢の構築が求められることとなる。

ただし、現行の規制の下でも、被買付企業及びその役職員が「公開買付者等と契約を締結している者又は締結の交渉を行っている者」（金商法第167条第1項第4号）に該当すれば、被買付企業及びその役職員は「公開買付者等関係者」となり、インサイダー取引規制の対象となるため、既にコンプライアンス態勢は相当程度整備されていると考えられる。よって、追加的な費用は発生しない。

《行政費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

「公開買付け等に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大」に係る行政費用について、「特段の費用は発生しない」と記載されているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、規制対象として明確に位置付けることについて、国民に周知徹底するための費用が発生することが想定される。

○ 金融庁の説明

被買付企業及びその役職員をインサイダー取引規制の対象として明確に位置付けることについて、国民に周知徹底するための費用が発生する。

他方、本件4.(3)①の規制を導入することにより、被買付企業及びその役職員が公開買付者等から未公表の公開買付け等事実を伝達され、それに基づいて取引を行った場合、インサイダー取引規制違反とな

るため、契約締結の存否等について立証するための行政費用が減少する。
以上のことに鑑みると、行政費用に増減は発生しない。

《便益の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

「公開買付け等に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大」に係る便益について、「公開買付者から伝達を受けた被買付企業及びその役職員からの情報受領者について規制が及ぶことが明確となり、インサイダー取引に対するより実効的な抑止が図られる。」と記載されているが、現行の規制においても、被買付企業及びその役職員は規制対象とされているため、当該便益が発生するとする説明に疑問がある。

○ 金融庁の説明

本件4.(3)①の規則を導入にすることにより、被買付企業及びその役職員が公開買付者等から未公表の公開買付け等事実を伝達され、それに基づいて取引を行った場合、仮に公開買付者等と被買付企業及びその役職員との間に契約の締結等がなかったとしても、当該被買付企業及びその役職員はインサイダー取引規制違反となる。このため、インサイダー取引に対する、より実効的な抑止が図られる。